様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年 11月 11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあみっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アミック  （ふりがな） ながおか やすゆき  （法人の場合）代表者の氏名 長岡 康之  住所　〒230-0051  神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-36-1  法人番号　6020001036969  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進宣言 | | 公表日 | 2024年　7月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | アミックWebサイト https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=4479  サイト内コンテンツ 会社案内 ＞ DX推進宣言  トップメッセージ「企業経営と情報処理技術の方向性について」 | | 記載内容抜粋 | 文書内「はじめに」、および「経営の方向性」として以下を策定した  ------------------------------------------  はじめに  当社は、インフラ構造物や建物等の調査点検を専門に行う企業として、社会の安全と安心を支える重要な役割を担っています。現代の技術革新と社会の変化に対応し、常に最適なサービスを提供するため、経営および情報処理技術の方向性を以下に示します。  経営の方向性  ・お客様との共創  「私たちは、お客様と共に考え一歩進んだ質の高いサービスを適正な価格で提供します」という理念に基づき、常にお客様のニーズを理解し、共に最適な解決策を模索します。 顧客満足度を向上させるためのフィードバックループを確立し、サービスの質を継続的に改善します。  ・安全と品質の最優先  調査点検業務において、安全性と品質を最優先に考え、厳格な基準を維持します。 最新の技術と設備を導入し、精度の高い調査点検を実現します。  ・社会貢献と持続可能な成長  「私たちは、安全で安心な社会の実現のため、業務を通じて社会貢献に寄与します」という理念に基づき、社会インフラの維持・管理を通じて地域社会の安全と発展に寄与します。環境に配慮した事業運営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。  ------------------------------------------  上記文中「最新の技術と設備」に関しては情報処理技術を用いた内容も含んでおり、その方向性についてはさらに同文書内「情報処理技術の方向性」において以下を提示している  ------------------------------------------  ・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進  ・クラウドコンピューティングの活用  ・AIと機械学習の導入  ・生データを活用した改ざん防止  ・セキュリティ対策の強化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年7月9日に開催された取締役会において承認された |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進宣言 | | 公表日 | 2024年　7月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | アミックWebサイト https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=4479  サイト内コンテンツ 会社案内 ＞ DX推進宣言  トップメッセージ「企業経営と情報処理技術の方向性について」 | | 記載内容抜粋 | 文書内「企業経営と情報処理技術の方向性について」において、「情報処理技術の方向性」として以下を策定した  ------------------------------------------  ・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進  調査点検業務のデジタル化を進め、業務プロセスの効率化とデータの一元管理を実現します。 ドローンや3Dスキャナーなどの先進技術を活用し、高精度かつ効率的な点検を行います。  ・クラウドコンピューティングの活用  クラウド技術を導入し、データの安全な保存とリアルタイムな情報共有を可能にします。 モバイルデバイスからのアクセスを容易にし、現場での即時対応力を強化します。  ・AIと機械学習の導入  AI技術を活用して、調査点検データの解析と異常検知を自動化し、作業の精度とスピードを向上させます。 過去のデータを活用し、劣化予測やメンテナンス計画の最適化を支援します。  ・生データを活用した改ざん防止  生データの記録と管理を徹底し、改ざん防止のための仕組みを強化します。 データの透明性と信頼性を確保し、調査点検結果の信憑性を向上させます。  ・ セキュリティ対策の強化  情報セキュリティの強化を最優先課題とし、最新のセキュリティ技術を導入します。  全社員に対するセキュリティ教育を徹底し、情報漏洩リスクを最小化します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年7月9日に開催された取締役会において承認された |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | アミックWebサイト https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=4479  サイト内コンテンツ 会社案内 ＞ DX推進宣言 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制として新たにITソリューション統括室を設立した旨を記載、ワークフローの概略図と併せて公表  「課題に合わせて事業部門と連携するためのタスクフォースを結成し、柔軟な体制で解決にあたります。」  DX推進に必要な人材の育成と確保については同コンテンツ「DX推進のためのIT環境整備と達成目標」内で社員教育の達成目標として以下を定義  ・社員教育の拡充  DXリテラシー向上のため、全社員の60%にDX関連の研修を実施します |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | アミックWebサイト https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=4479  サイト内コンテンツ 会社案内 ＞ DX推進宣言 | | 記載内容抜粋 | 上記ページ内「DX推進のためのIT環境整備と達成目標」  ・スマートデバイスを用いた業務の効率化  調査業務の75%にスマートフォン・タブレットを導入、業務スピードの向上を目指します  ・業務プロセスの標準化  CRMツールを活用した業務プロセスの標準化を行い、業務の効率化による生産性の向上を図ります |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | アミックWebサイト https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=4479  サイト内コンテンツ 会社案内 ＞ DX推進宣言 | | 公表日 | 2024年　7月　10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 上記ページ内「DX推進のためのIT環境整備と達成目標」 | | 記載内容抜粋 | 設問(2)の具体的な戦略達成指標として以下2点  ・ドローン調査業務の内製化  調査効率の向上のため、ドローンパイロットの育成とドローン調査業務の100%内製化を目指します  ・デジタル調査ツールの導入  3D計測システムやクラウド記録管理ツールを導入し、調査データ作成にかかる時間の短縮と質の向上を目指します |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　10日 | | 発信方法 | アミックWebサイト https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=4479  サイト内コンテンツ 会社案内 ＞ DX推進宣言  トップメッセージ「企業経営と情報処理技術の方向性について」 | | 発信内容 | 当社は、これらの経営および情報処理技術の方向性を実践し、持続的な成長と社会貢献を目指します。また、業務の透明性を高めることで不正防止に努めます。今後も、社会のインフラを守る使命を果たしつつ、顧客満足度の向上と企業価値の最大化に努めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　5月頃　～　現在 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いた自己診断を実施、結果をIPAの自己診断結果入力サイトより提出  最終提出：2024年9月 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　4月頃　～　現在 | | 実施内容 | SECURITY ACTION 二つ星を宣言、Webサイトにおいて情報セキュリティポリシー公表 https://www.amic-pro.co.jp/?page\_id=2482  セキュリティ監査はISOに基づいた年次の内部監査、および社員全員が月次点検チェックシートを用いた部署ごとのセルフチェックを実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。